

No. 3

制 度 名	消防防災施設整備費補助金	主管課名	消防安全課 消防総務 G			
		問合せ先	029-301-2873			
目的・趣旨	地方公共団体が消防防災施設を整備するための経費に対して補助金を交付する。					
〔対象団体〕 地方公共団体（市町村が加入する一部事務組合を含む。） 〔対象事業〕 (1) 耐震性貯水槽 (2) 備蓄倉庫 (3) 防火水槽（林野分） (4) 救助活動等拠点施設等 (5) 活動火山対策避難施設 (6) 画像伝送システム（施設分） (7) 広域訓練拠点施設 (8) 救急安心センター等整備事業 (9) 高機能消防指令センター総合整備事業 〔補助要件等〕 対象事業ごとに交付要綱で規格が定められている。 〔対象経費〕 工事費、工事雑費、事務雑費 ※対象事業により異なる。 〔補助限度額等〕 対象事業ごとに補助基準額が定められており、当該補助基準額の 1/3 以内又は 1/2 以内とする。 なお、地震防災対策特別措置法第 3 条の地震防災緊急事業 5 箇年計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内、過疎自立促進特別措置法第 6 条の過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設にあっては 5.5/10 以内等の補助率の嵩上げがある。 〔経費負担割合〕						
区 分		国	県	市町村	その他	
耐震性貯水槽・画像伝送システム（※）		1/2	—	1/2	—	
※以外の事業		1/3	—	2/3	—	
地震防災緊急事業 5 箇年計画に掲げる施設		1/2	—	1/2	—	
過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設		5.5/10	—	4.5/10	—	
〔令和 7 年度当初予算額〕 1,370,000 千円（国費）		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 4 月頃決定予定				

〔備考〕

- (1) 翌年度の補助金要望調査について、例年前年度の 12 月～2 月頃に実施している。
- (2) 国の補正予算や予備費にかかる補助金として追加要望調査（秋～冬頃）が行われる年度もある。